

岡谷市議会 議会報告会での要望事項に対する回答

要 望 事 項	市 か ら の 回 答	議会としての今後の取り組み
<p>岡谷市暴力団排除条例が施行されたが、どのような有効性があるのか、また基礎となる暴対法について大まかな点でよいので説明いただけないか。</p>	<p>○岡谷市暴力団排除条例施行後の市での取り組みや期待される成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事務・事業の入札への参加制限 ・公の施設の利用制限 ・祭礼等からの排除 ・暴力団排除に係る広報・啓発活動 <p>などの取り組みをすることにより、暴力団に利益を与えたり、活動を助長したりしない効果が期待できます。</p> <p>○暴対法について</p> <p>「暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)」は、暴力団員が不当に金品等を要求するなどの暴力的な行為に対する規制を主な内容としております。</p> <p>これに対しまして、「暴力団排除条例」は、市民・事業者・市が暴力団と関係を持たないこと、暴力団を利用しないことなど暴力団排除のためにすべきことを主な内容としております。性格や目的は異なっており、「市民(国民)の安全と平穏の確保」を図るという点では、共通した目的がありますが、暴力団排除条例は、暴対法に基づくものではありません。</p>	<p>市民の皆様は安全、安心の確保は地方自治の根幹をなすものであります。市議会といたしましても、条例制定の趣旨を踏まえ、様々な取り組みに協力してまいります。</p> <p>なお、暴力団とは暴対法において、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」とされております。</p>

要 望 事 項	市 か ら の 回 答	議会としての今後の取り組み
<p>議会などのテレビ中継の際に、手話通訳をつけてほしい。</p>	<p>○現在までの取り組み状況 現在まで具体的な検討は行われておりません。</p> <p>○今後の見通し 現在の機材では対応は不可能となっております。</p> <p>○事業推進が困難な理由 新たに専用のカメラを設置する必要があるなど、設備面で費用が発生することになります。</p> <p>○その他（他自治体の状況等） 手話通訳を加えた映像の配信は、都道府県など一部の自治体で行われていますが、聴覚障がい者の方からの申し出により、手話通訳を介して市議会を傍聴いただいている自治体は増えてきております。 また、一般質問については多くの市議会がホームページにて会議録を公開しております。</p>	<p>テレビ中継への手話通訳画面を設けることは費用面などから困難と考えますが、聴覚障がい者の方で、市議会を直接傍聴されたい方は、事前に議会事務局までご相談ください。</p> <p>また、岡谷市議会では本会議の会議録を議会終了後2ヶ月程で調製し、ホームページでの公開や市役所庁舎1階の情報公開コーナー、図書館などに設置しておりますのでご覧いただければと思います。</p>

要 望 事 項	市 か ら の 回 答	議会としての今後の取り組み
<p>市において空き家対策の調査をするとのことであるが、前向きな検討を怠らないと大変になると思うのでよろしくお願ひしたい。</p>	<p>○現在までの取り組み状況</p> <p>第三者に危害を及ぼす恐れのある老朽危険家屋に対しては、従来から所有者等に適正な管理の実施・解体等の依頼・指導を行ってきております。</p> <p>また、岡谷市も他自治体と同様に少子高齢化・経済的事情等による空き家が増加し、近隣住民の不安を増大させていることから、老朽危険家屋の対応を検討するための基礎資料収集を目的として、現在、市内の老朽危険家屋の実態調査（H24・H25年度事業）を行っております。</p> <p>○今後の見通し</p> <p>老朽危険家屋の調査結果を分析・検証し、また、適正管理に関する条例を制定・施行している先進自治体を参考として、家屋の所有者等に適正な管理を促す施策（条例の制定、空き家バンクの設置など）の実施を検討しております。</p> <p>○事業推進が困難な理由</p> <p>空き家であってもあくまでも個人財産であり、所有者等が適正に管理（解体を含む）すべきものですが、老朽危険家屋の適正管理等の指導等は必要であると考えております。</p> <p>空き家等の放置防止とその管理責任について、市民や所有者等と行政が共通の認識を持つことが重要であり、また、行政として、どこまで個人財産に関わる必要があるか、どこまで関わるができるかなど法的な課題も多くあります。</p> <p>管理不全な空き家を減少させるには、行政と一体となった地域や近隣住民の方々のご協力が不可欠であり、また、樹木の繁茂やゴミの不法投棄など建物以外の生活環境の保全への対処はどうするか等の議論も必要とな</p>	<p>少子高齢化、核家族化の進展により空き家の増加は顕著であり、多くの議員が一般質問で取り上げて市側の考えをただしております。</p> <p>市においても現在危険家屋の実態調査を実施している状況で全体の把握はもう少し時間がかかるものと思っておりますが、防犯や生活環境の面からも対策の検討は必要であり、議員の個々の活動として地域での状況把握や先進地事例の調査などに取り組んでまいります。</p>

	<p>ります。</p> <p>○その他（他自治体の状況等）</p> <p>空き家等の増加による近隣住民の不安が増大していることから、全国各地で「老朽危険家屋の所有者等の責務を明確にし、管理不全な状態になることを防止し、安全・安心なまちづくりを進めるための条例」を制定する自治体が増えています。</p>	
--	--	--